

労働情報 **アシスト** 福岡

福岡労働者支援事務所では 次のような労働相談を受け付けています

- ・解雇されると言われた、退職の意思はないのに退職を強要された
- ・契約更新を繰り返してきたのに突然契約更新しないと言われた
- ・賃金が払われない、契約した金額と違う、残業代を払ってもらえない
- ・有給休暇を取らせてくれない、有給休暇はないと言われた
- ・休憩が取れない、うちの会社には休憩はないと言われた など

でも、どこに相談していいか、どうしたらいいかわからない。そのようなときは・・・

通常

電話・来所

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
8:30～17:15

夜間

電話のみ

毎週水曜日20:00まで（祝日の場合は翌日）

メール

専用メールアドレス：
fukuoka-rso@pref.fukuoka.lg.jp

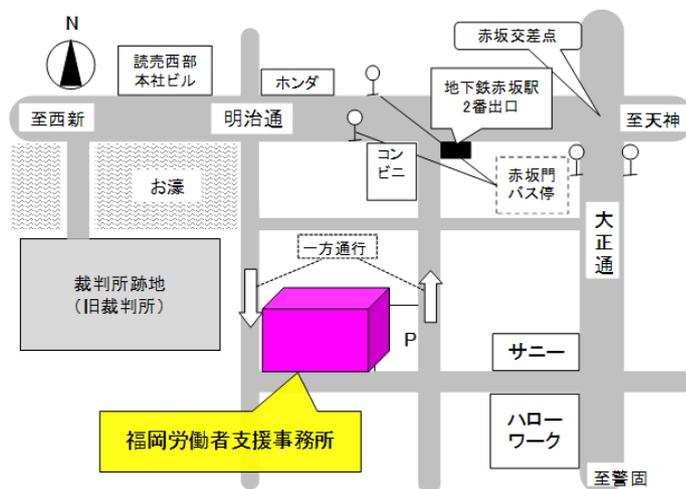
後日、電話で回答
※ 相談者様の電話番号の記入
をお願いします。

情報提供や助言を行うことで、
自主的な解決を支援します。

福岡県 福岡労働者支援事務所

☎ 092-735-6149

福岡市中央区赤坂 1-8-8
福岡西総合庁舎 5階



仕事と育児・介護の両立支援制度が強化されます

育児・介護休業法 令和7(2025)年4月1日施行分に関するお知らせ

① 子の看護等休暇の見直し【義務】

就業規則等の見直し

- ・対象となる子の範囲 → 小学校3年生修了まで拡大
- ・取得事由 → 病気・けが、予防接種・健康診断に加え、「感染症に伴う学級閉鎖等」「入園（入学）式、卒園式」も対象に追加
- ・継続雇用期間6か月未満の労働者を労使協定により適用除外とする規定の廃止（週の所定労働日数が2日以下の場合の除外規定は残ります）

② 所定外労働の制限（残業免除）の請求可能となる労働者の範囲【義務】

就業規則等の見直し

小学校就学前の子を養育する労働者 まで拡大（義務）

③ 育児や介護のためのテレワークの導入【努力義務】

就業規則等の見直し

- ・3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずること
- ・要介護状態の対象家族を介護する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずること

④ 短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置

選択する場合は、就業規則等の見直しを要します

代替措置のメニューに、「育児休業に関する制度に準ずる措置」「始業時刻の変更等」に加え、「テレワーク」が追加

※ 短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる具体的な業務があり、その業務に従事する労働者がいる場合にのみ、労使協定を締結し除外規定を設けたうえで、代替措置を講ずることとなります。

⑤ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大【義務】

公表義務の対象となる企業が、従業員数300人超の企業にまで拡大（以前は1,000人超）

⑥ 介護休暇を取得できる労働者の要件緩和【義務】

労使協定を締結している場合は、就業規則等の見直しを要します

継続雇用期間6か月未満の労働者を労使協定により介護休暇の適用除外とする規定の廃止（週の所定労働日数が2日以下の場合の除外規定は残ります）

⑦ 介護離職防止のための雇用環境整備【義務】

介護休業や介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は、研修の実施、相談窓口の設置、事例の収集・提供、利用促進に関する方針の周知のいずれかの措置を講じなければなりません。このうち、複数の措置を講ずることが望ましいとされています。

⑧ 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等【義務】

- ・介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認
- ・介護に直面する前の早い段階（40歳等）での情報提供

※ 詳細は、厚生労働省 福岡労働局雇用環境・均等部 092-411-4894

厚生労働省発表の改正ポイントのご案内 <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001259367.pdf>



福岡県の最低賃金のうち、「特定最低賃金」が改定されました (令和6年12月10日から適用)

最低賃金が適用されるのは、正社員のみではありません。
パートタイマー・アルバイト・派遣労働者の別は関係ありません。
すべての労働者に適用されます。

※ 派遣労働者には、派遣先の最低賃金が適用されます。

(福岡県の最低賃金)

地域別最低賃金	1時間 992円 (令和6.10.5~)	
特定最低賃金 (令和6年12月10日~)	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	1時間 1,106円
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	1時間 1,071円
	輸送用機械器具製造業	1時間 1,081円
	百貨店、総合スーパー	1時間 1,000円
	自動車(新車)小売業	1時間 1,066円

● 最低賃金に関する特設サイト <https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>

● 詳しくは、福岡労働局労働基準部賃金室(電話 092-411-4578)または
お近くの労働基準監督署にお尋ねください。



使用者の皆様へ

雇用契約書や就業規則に定める給料(賃金)の金額が、この新しい最低賃金額を下回ることはできません。適切に見直しをしましょう。

経過措置に基づく基準対象者に限定した継続雇用制度を利用している事業主の皆様へ

65歳までの雇用確保に関する経過措置(高年齢者雇用安定法関係)が終了します

「平成24年度までに、労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主は、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められる。」という経過措置は、

令和7年3月31日をもって終了



定年を65歳未満に定めている事業主は、**令和7年4月1日以降**は、高年齢者雇用確保措置として以下のいずれかの措置を講ずる必要があります。

- 定年制の廃止
- 65歳までの定年の引き上げ
- 希望者全員の65歳までの継続雇用制度(再雇用制度や勤務延長制度など)の導入

解雇・雇止め集中相談会

日時 令和7年2月 26日(水) 9:00~20:00
27日(木) (受付は19:30まで)

場所 福岡労働者支援事務所

予約優先

相談無料

秘密厳守



解雇・雇止め以外に関する相談も可能です。

必要に応じて**弁護士相談**も実施 2月26日(水) 15時~19時

県内企業・事業所の皆様へ

よかばい・かえるばい企業参加事業所募集

働きやすい魅力ある職場づくりを目指して取り組んでいることをアピールしてみませんか？
自社の働き方を見直すための取組を宣言・実行する「よかばい・かえるばい企業」への参加企業・事業所を募集しています。

参加特典

加点を受ける要件は



- 福岡県働き方改革推進事業ポータルサイトで自社の取組をPR
- 採用活動において、働き方改革に取り組む企業としてハローワークの求人票等でPR
- 最寄りの労働者支援事務所が、魅力ある職場づくりに役立つ最新の助成金や無料相談会、セミナー等の情報を提供
- 県の競争入札参加資格審査における「地域貢献活動評価」の加点対象

詳細・参加申し込みは下記↓ホームページをご覧ください

CHANGE! 福岡県 働き方改革推進事業ポータルサイト
働き方がえるはい!

<https://hatarakikatkaeru.pref.fukuoka.lg.jp/>



福岡県が運営する働き方改革推進ポータルサイト「働き方がえるはい!」では、働き方改革に関するセミナーやイベントの情報発信に加え、「企業事例紹介」ページにおいて、過去に県の事業を活用して働き方改革を実践した企業の事例を紹介しています。



【発行者】

福岡県福岡労働者支援事務所

福岡市中央区赤坂1-8-8

福岡西総合庁舎5階

労働相談 ☎ 092-735-6149

相談受付時間 8:30~17:15 (土日祝日・年末年始を除く)